

さいたま都市計画事業 東浦和第二土地区画整理事業

みんなでまちづくり




第27号 2020年10月発行（令和2年度）

～主な内容～

- 東浦和まちづくり事務所長あいさつ
- 令和元年度 事業報告
- 事務所からのお願い
- 事業進捗状況図
- 事業計画について



（南浦和東口大間木線 中尾3号線 区12-1号線 交差点付近）

 **さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所**

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 048-873-4201・0053

FAX 048-873-3193

E-mail higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp



さいたま市 東浦和第二地区

検索 

みんなでまちづくり27号は3,500部作成し、市の負担は1部当たり61.5円(配布費用を含む)です。

● 東浦和まちづくり事務所長あいさつ

紅葉の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃よりさいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回で第27号となりました「みんなでまちづくり」にて、当事業の昨年度の事業報告をさせていただきます。

今後とも皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年度 事務所組織図



田中所長、秦主査、菊池主任が異動となり、新しく國井係長、黒須主査、太田主任が着任しました。

● 事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。ご協力をお願いします。

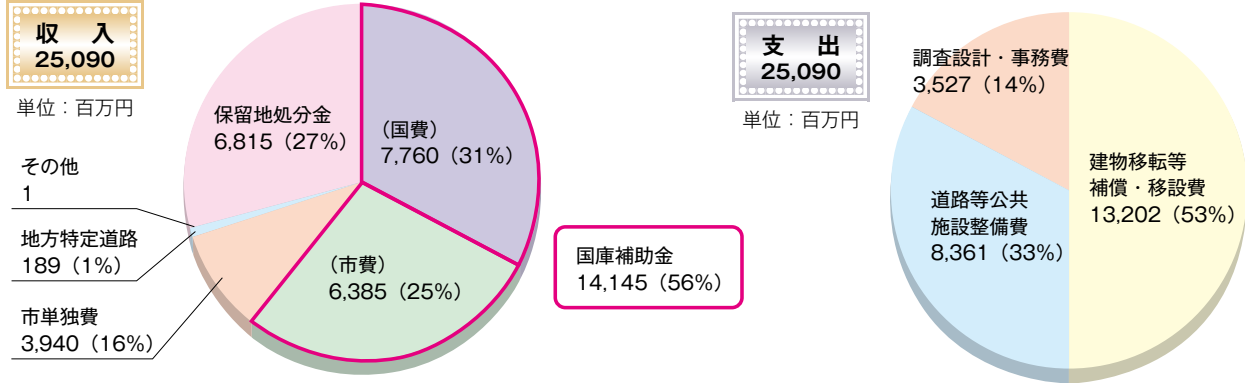
- | | | |
|-------------------|---|---------------------|
| ○土地登記簿の住所・氏名を変更した | ⇒ | 各種届出の提出が必要になります |
| ○土地の売買・贈与・相続した | | (土地区画整理法 8 5 条) |
| ○土地を分筆したい | ⇒ | 従前地分筆の申請が必要になります |
| | | (土地区画整理法 8 2 条) |
| ○建物の新築・増改築したい | ⇒ | 土地区画整理法 7 6 条の申請が必要 |
| ○ブロック塀や駐車場を設置したい | | になります |

● 事業計画について

○事業期間

平成10年度～令和12年度

○資金計画



● 令和元年度 事業報告

令和元年度は8戸の建物移転等のご協力をいただき、さらに道路築造工事を6本実施しました。これで事業当初からの移転済戸数は274戸となり、地区全体の移転予定建物564戸のうち約48.6%が移転となりました。そして、令和元年度末現在の総事業費に対する進捗率は、約52.9%です。



(田島大牧線)



(区9-1号線)

